

Title	カール・ディールのアダム・スミス論(下)
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.10 (1923. 12) ,p.1829(219)- 1835(225)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19231214-0219">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19231214-0219</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を受くるものにして正義支持者としての國家強  
制權は容認及「國防は繁榮よりも遙に重要なり」  
(註35) とさせる如き、その重要なものなれ  
ど稍々岐論に渉るの嫌あるを以て此處には論せ  
ず、たゞ彼の自由主義が、自然的制度を可及的  
實現せしめんとする要求に基ける政策的主張に  
して従つて、自然が強制と干渉を要求する時は、  
之に讓路すべきものなるを記するに止む。

- (註37) Gide and Rist - History of Eco. Doctrines, English  
trans. p. 87.
- (註38) Gide and Rist - *ibid.*, p. 90.
- (註39) W. of. N. vol. I. p. 320
- (註40) W. of. vol. I. p. 328
- (註41) Gide and Rist - *ibid.*, p. 92.
- (註42) Smith - Lectures p. 163
- (註43) // - W. of. N. vol. I. p. 460
- (註44) Gide and Rist - *ibid.*, p. 92.
- (註45) W. of. N. vol. I. p. 429.

り、更に進んで「明白單純なる自然的自由の制  
度」が一の理想として、不可達成理念として、掲  
げ出さるゝに到りしものと解し得べきが如し。  
然らば如何にしてスミスは此處に到りしか。

之に對する答は一にして止らざるべきは明なれ  
ど「それは傳説と權威の代りに理性を置かんと欲  
する一般的な、惟り英國に止らず全西ヨーロッパ  
的運動に依りてなり、復活せるストア流の見解  
に依れば合理的なるものは、同時に自然的なる  
ものなり、かくて總ゆる現實の天啓的宗教の上  
に自然宗教若くは理性教と呼ばれたるものが、  
現實の法制の上に自然權即ち一般的自由がそれ  
より出づべき一般的平等權が、宗教的超越的論  
理の上にカンバランドに始る自然論理が、傳統  
的反自然的教育學の上に自然教育學が、擡頭せ  
り。實にスミスは自然權及自ら完成せる自然倫  
理の信者なりき。而して同時に彼は經濟に於て

以上スミスの根本思想を、シャルル・リストに  
批評して、「それは自然の寛厚に對する第十八世紀  
の、餘りに素朴なる信賴の反映にすぎず。且亦  
論理的議論の結論と云はむより、寧ろ深き確信  
の表明に止る」と云へり(註36)

洵に「自然的秩序の調和と有益に關する半神  
學的半形而上學的なる先驗的假定がスミスの哲  
學を濃く採れる」(註37) は、明白なる事實なる  
も、同時にスミスが實證主義的傾向を可成り多  
分に有せる事も蔽ふべからず。

事實としての自然法が、やがて好ましきもの  
追求に價するものとして自由主義の、確信ある  
主張となる爲には、その實證主義の洗禮を受け  
たるものにして、その試金石となれるものは「幸  
福」なる觀念なり。洵にスミスの自然主義は、幸  
福觀念と結合し得て茲に暢達なる自由主義とな

も自然的なるもの (das Naturgemasse) を要求  
せるなり(註38) と云へるバウマン・バルトが所見  
は、有力なる答の一として容認せらるべきが如  
し。

- (註38) Gide and Rist - *ibid.*, p. 93.
- (註39) Ingram J. K. - History of Pol. Eco. 1919 p. 89.
- (註40) Barth, P. - Die Philosophie d. Geschichte als Soziologie 1922 B. I. S. 65z.

### カール・デイルのアダ ム・スミス論(下)

#### 三 邊 金 藏

(三)

アダム・スミスの經濟政策上の自由主義は上  
に述べた自然的・心理的及び倫理的見地を眼

中に置きてのみ之を理解することが出来るのである。スミスが出来得る限りの自由を經濟生活上に許す可しといふに懲せるは利己的・偏頗的なる階級的利益に有用なる經濟政策を奨むるが爲めなりきと云ふの如何に遠く正鵠を失せるかは、其時に明白となるのである。スミスは彼の大著に於て再三再四此自由を廣大に要求した。彼は一七五五年に書かれた原稿中に於て既に次の如くに説いて居るのである。「人間は一般に政治家や策士に依りて政治的機關の一定種類の材料の如くに見做さる。併し是等の策士は人事界に於ける自然の行程を妨ぐるものである。吾々は唯だ彼等をして其赴く所に往かしめ、彼等各自の計畫を實行せんが爲めに其意圖を遂ふに當り之を其自由に委することを必要するに止まる」。同じ原稿の他の個所に於ては即ち又次の如く言ふ、曰く「一國家を最低度の野蠻状態より

最高度の富有状態に齎らんが爲めには、平和と低き租税と堪え易き法律行政以上殆ど何物をも必要とせない。」而して彼が二十二年の後「富國論」に於て次の如く説けるは即ち此根本思想を特殊の經濟問題に適用したるものに外ならぬのである。「個人の私利と性向とは自から彼を導きて社會全體の爲めに最も有利なる是等の計畫に資本を投下するに至らしむるものであるが、若し彼が其餘りに多くを此適用に導くが如きことをせんならば、此部門に於ける利潤の減少と總ての他の部門に於ける其向上とが既に業に彼を刺激して直ちに此誤れる分配を變更せしむるのである。即ち法律の容喙の如きは一つも之を借らずして、人間の私利と性向とが既に各社會の資本が出来得る限り種々なる事業間に、其が全社會の利益に適ふが如き割合にて分配せらるゝやうに導くのである。」スミスが經濟生活に對す

る國家干渉を最少限に止めんとしたるは實に此理由に出づるのであつて、彼は「國富論」の有名なる個所に於て此點を次の如くに説明して居る。「獎勵若くは抑制の總ての制度が斯くて全く取り除かるゝに至れば簡單明瞭なる自然的自由の制度は自から茲に確立するに至る。各人は、正義の法則を侵犯せざる限りは、全く自由に放任せられて己が利益を己が意向の儘に追求し且つ己が勤勉と資本との兩つを如何なる他人若くは階級の其等とも相角逐せしめ得るのである。君主は之を成就するに際しては常に幾多の謬想に曝露せられざるを得ざる、而して又之を適當に成就するが爲めには何人の聰明も知識も決して十分なるを得ざる一個の義務—即ち私人の勤勉を監督し、社會の利益に最も適切なる業務の方面に之を指導するの義務より完全に免除せらるゝのである。自然的自由の制度に従へば、君主

は配慮す可き三個の義務を有するに過ぎない。是等三個の義務は洵に非常に重要ではあるが併し平明にして普通の理解力を以て容易に會得し得るものである。即ち第一は他の獨立せる社會の暴行及び侵犯より社會を防禦するの義務であり、第二は社會の各成員を其他の各成員の不法若くは壓迫より出来得る限り保護するの義務即ち精密なる司法行政を確立するの義務であり第三は、之より生ずる利潤が大なる社會にとりては屢々其費用を償ふ以上に出づることある可しと雖も或る一個人若くは少數の個人にとりては決して之を償ひ得ざるが故に、其を建設し維持するは決して或る一個人若くは少數の個人の利益たるを得ざるが如き一定の公共事業及び一定の公共的施設を建設し且つ之を維持するの義務である。」

却説アドム・スミスは斯の如く自由主義の經

濟政策に賛成したのであるが、併し彼は是に因りて資本家的利益の利己的代表を念ふたのではなくして、却つて無産者階級——労働者及び手工業者——も亦た古來の同業組合的及び封建的羈絆を脱するに依りて文明の成果に大ひに參與す可き機會を得るに至る可しと信じたのである。スミスは更に又たマンチェスター學派の意味するが如き極端なる自由主義の經濟政策に黨するが如きことは全く之を敢てしなかつたのである。彼は爲政家の爲めに一般的準繩として出來得る限りの自由を推薦したるに相違なしと雖も、併し彼は實際的政治家として——彼の著作の多くの個所は之を立證す——此大原則が實際の政治に於ては當然經驗せねばならぬ幾多の例外をも亦た指摘せんと努めたのである。自分は先づ第一にスミスが經濟政策の手段を推薦するに際して貧しき國民階級の利益を眼中に置いて

居つたとを示す一つの個所を指摘するであらう。即ち其は外國製亞麻系の輸入を論ずるものであつて彼の言は次の如くである。「外國製亞麻系の輸入を奨励し、斯くて其を我國民に依りて作られたものと競争せしむることに頼つて、彼等(大製造家)は貧しき紡績工の仕事を出來得る限り安く買取らんと努める。彼等は貧しき紡績工の儲けを抑壓するが如く彼等自身の配下にある機械工の勞銀をも抑壓せんと欲するのである而して彼等が完成品の代價を引上げ、若くは原料の代價を引下げんとするは決して労働者の利益を圖らんが爲めではないのである。重商主義の制度に依つて主として奨励せらるゝものは富者と強者との利益の爲めに遂行せらるゝ産業である。貧者と貧乏人との利益の爲めに遂行せらるゝ産業は餘りに屢々等閑に附せらるゝか若くは抑壓せらるゝのである。」

次にスミスが労働契約の自由といふことの爲に辨じたるも亦た労働者自身の利益を特に慮つてのことであつたと謂はねばならぬのである。

蓋し素と英國には一五六二年の徒弟條令なるものが久しく行れて居つたのであつて、雇主労働者間の關係は總て之に依つて詳細に律せられ労働時間勞銀徒弟教育等に關する問題は、例へば徒弟期間は七ヶ年と定められ、各親方の置き得る徒弟の數は帽子製造業の場合に於ては二人を越ゆ可からず、其他の事業の場合に於ては亦た若干數以下に限ると云ふが如くに定められ、勞銀は治安裁判官に依りて決定せられ労働者の住所轉換の自由は甚く制限せらるるといふが如くに總て嚴重なる規定の下に置かれて居たのである。然れば一八一四年に此徒弟條令の廢止を見たるは英國に於ける労働者階級の發達にとりて極めて重要視す可きことであつたのであるが、

此法律廢止は彼の「國富論」中に於て夙くも既に「徒弟條令は労働が一の事業より他の事業へ移り行くことを同じ地方に於てすら阻礙する、而して同業組合の排他的獨占は其が一地方へ移り行くことを同一事業に於てすら阻礙する」と喝破せるスミスの所思に全く相合するものであるからである。

## (四)

却説經濟政策論者としてのスミスは、以上述べが如く、英蘇の哲學者の考へ方を附け加へながらに重農學派の自然的立場を遵守し、所謂自然的自由の制度に従つて出來得る限り自由なる經濟政策を採用せんとしたるものであるから、此方面に於て彼の踏める方法の特色を擧ぐるは極めて簡單であるが、經濟理論家としてのスミスが採れる態度を指示するは甚だ困難であると謂はねばならぬ。重農學派の許に於ては經

濟理論と經濟政策とは同じ根本より生ずるものであつて、其經濟理論は農業的生產より生ずる自然的餘剰を基とし、財の生産と分配との全制度は之より演繹し來らるゝものであるが、スミスの許に於ては斯の如く統一せる經濟理論あるを見ぬからである。洵に彼は自然的價格論に獨特なる寄與をなした。乍併彼は農業的勞働に相對して總ての勞働を國富の泉源であるとなし、分業を以て此富の自然的促進手段と見做しながら、此勞働原則より系統的に一個の經濟理論と演繹し來らなかつたのである。否反對に吾々は價值、價格、勞銀、利子、地代等に關する彼の理論的説明は矛盾に富み、一切の判然と明瞭さを缺いて居ると謂はねばならぬのである。即ち此點に於てはスミスは重農學派の背後に落つるのである。

スミスは歸納的研究者であつたか若くは演繹にスミスは非歴史的頭腦の持主であつたのである。蓋しスミスは自家の立場として自然法的見解を採用したる結果、あらゆる歴史的材料を其が如何許り自然的自由の根本的獨斷論と合致するや否やといふ見地より觀察するからである。スミスの一切の經濟史家的説述は其合理主義的立場のみより見て解す可きである——詳言すれば其は總て一切の非自由的政策は共同體に有害ならざるを得ずといふことを立證する證據として役立つ可きものたるのである。

以上はデューールが彼の經濟原論第一冊に載せたスミスの批評を其儘に紹介したるものであつて、當初は多少の論評を之に加ふる考であつたのであるが、今は之を他日の機會に譲ることとし、從つて紹介は紹介として終らしめようと思ふ。併し折角であるから一言を費して結尾の語となさんならば、自分はデー

的研究者であつたかといふ昔ながらの論題は、彼は徹底的に一若くは他の方法を用ゐんとしたることなしと斷す可きであらう。吾々はスミスの許に於ては一般的前提から演繹し來ることに因つて成立する抽象的思索の外に歸納に依りて得られたる豊富なる説明を見出すのである。「國富論」は實にスミスが旅行中觀察に依りて得たる幾多の興味ある説明を有するに因りて傑出して居るのである。其はあらゆる種類の歴史の附論と商業、鑄貨、交通機關、穀價其他の同様な目的物に對する精細なる個々の觀察とを吾々の眼前に展開する。然ればスミスの經濟上の大著は經濟理論家よりも寧ろ經濟史家に貢獻する所多しと謂ふ可きであらう。が併し經濟史家も亦た之を以て十分満足するを得ないであらうから、スミスの著書を以て歴史的方法を表す標本の如くに考ふるは全く誤謬である。否、反對

ルが理論家としてのスミスと政策論者としてのスミスといふが如くに分ちて彼を觀察するに反對せんと欲する者である。蓋し自分の見る所を以てすれば、スミスは經濟政策の理論的討究を以て終始一貫したるものであつて、此立場より彼の大著を見れば自らの一定の體系あるを見るに爲し得るが如くであるからである。而して又た此立場より見るとき彼の採用したる研究法は更に一層明瞭に理解し得らるゝが如くに思惟せらるゝからである。(完)